

古河電工グループ贈収賄禁止基本方針

2012年4月12日制定

1. 背景

近時、贈収賄法規制・摘発が国際的に厳格化されている状況にあります。もとより、古河電工グループにおいては、従前よりコンプライアンスに留意した経営、事業遂行を進めてきましたところではありますが、このような国際的な傾向にかんがみ、グループ全体を通じた贈収賄リスクへの対応は当社グループにとって引き続き重要な課題と認識しています。

古河電工グループCSR行動規範からも明らかなとおり、当社グループは事業を遂行する地域に適用される米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国贈収賄防止法（Bribery Act）、日本国不正競争防止法をはじめとした贈収賄の禁止に関する法律を遵守し、賄賂の授受を禁止するとともに、当社が関わる取引について正確な記録を保持することを改めて宣言します。さらには、当社が関わる事業全体における贈収賄を廃し、清廉な事業遂行を確保するため、当社を代理して事業またはその一部を遂行する者や、当社の取引相手についてもこれら贈収賄禁止法令の遵守を求めます。

2. 定義

「公務員」とは、すべての公務員、政党、公職候補者のほか、国有・政府のコントロール下にある企業（例として国有銀行の従業員・役員、国立病院の医師・研究者、国有石油会社のエンジニアその他従業員等）を含みます。

「代理人」とは、仲介によって取引を実施したり、古河電工グループを代理して取引の仲介・斡旋等を実施する者をいいます。

「取引相手」とは、古河電工グループが取引を実施する相手方をいいます。

「賄賂」とは、公務員その他の者に対し、事業獲得・維持や不当な利益を得る目的で何らかの価値を供与することをいい、いわゆるファシリテーションペイメント（政府業務の円滑化目的の支払）を含みます。

3. 遵守事項

古河電工グループは、グループの役員、従業員、代理人および取引相手に、以下のことを求めます。

1. 何人に対しても、直接・間接を問わず、賄賂の供与、申出、約束をせず、また賄賂の受領もしないこと。
2. 公務員に対する支払については適切な承認手続に即して行い、かつ適切な事後確認（レビュー手続）を実施すること。
3. 研修等を通じ、贈収賄規制および古河電工グループのポリシーを十分に理解し遵守し、また遵守することを宣言すること。
4. 適法かつ疑義のない代理人および取引相手のみと事業を遂行し、これらの者と事業を遂行する前には適切なデューデリジェンス手続を経ること。
5. 定期的にグループ会社に関する贈収賄リスクを評価すること。
6. 贈収賄規制および古河電工グループポリシーへの準拠を示せるように、記録保持および財務統制を維持すること。
7. 定期的に贈収賄防止のためのポリシーおよび統制を見直し、必要に応じて改正・改善を実施すること。
8. 古河電工グループの役員、従業員、代理人および取引相手による贈収賄規制や古河電工グループポリシー違反の疑いがある場合は、適時な処置を可能とするように、速やかに報告すること。